

第 144 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平成 29 年 8 月 9 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 144 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 29 年 8 月 9 日 (水) 午後 2 時 04 分

2. 閉会年月日 平成 29 年 8 月 9 日 (水) 午後 2 時 16 分

3. 開催場所 中央公民館 町民室

4. 出席委員 (14 人)

会 長	1 番	赤 石	敏 文				
会長職務代理	10 番	中 村	文 男				
委 員	2 番	石 橋	薫	3 番	堀 内	重 男	
	4 番	砂 庭	周 平	5 番	工 藤	信 仁	
	6 番	佐々木	一 雄	7 番	三 浦	恵美子	
	8 番	松 村	範 明	9 番	滝 田	信 彦	
	11 番	河守田	雄 一	12 番	野 田	清 八	
	13 番	山 田	憲 幸	16 番	奥 瀬	修 一	

5. 欠席委員 (2 人)

欠席者	14 番	川守田	雄 一	15 番	梅 内	勝 治	
-----	------	-----	-----	------	-----	-----	--

6. 会議書記

事務局長	松 橋	悟	
主 幹	佐 藤	慶	
総括主査	沼 畑	ゆき子	

7. 会議日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第 6	議案第 22 号 農用地利用配分計画案に関する意見について

事務局長	<p>ただいまから、第 144 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>8月に入り、お忙しい中をご出席いただきありがとうございます。 台風5号が温帯低気圧に変わりました。今回の台風による農作物被害が無く安心したところ です。また、農地パトロールが班ごとに行われていますが、体調管理と安全第一でお願い いたします。 それでは議事に入りますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名中 14 名となっております。委員定足数に達しておりますので、 第 144 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めること となっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。 (午後 2 時 0 4 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p style="text-align: center;">なかむら ふみお 1 0 番 中 村 文 男 会長職務代理</p> <p style="text-align: center;">かわもりた ゆういち 1 1 番 河 守 田 雄 一 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 議案第 2 0 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議 題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹</p>

佐藤主幹	<p>議案第20号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は4件で、いずれも所有権の移転に関するものがあります。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>三浦 恵美子 調査員</p>
三浦調査員	<p>7番 三浦から説明いたします。</p> <p>去る8月1日、松村委員と中央公民館において、議案第20号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番と番号2番の申請理由は、譲受人が借入地を取得するものです。</p> <p>番号3番と番号4番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第20号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5 議案第21号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>

佐藤主幹	<p>議案第 2 1 号についてご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は 4 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,731 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,658 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,971 円です。</p> <p>番号 4 番の利用目的は畑、期間は 15 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,994 円です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>議案第 2 1 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 5 議案第 2 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 6 議案第 2 2 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。 佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第 2 2 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による案件は 4 件です。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、存続期間は平成 29 年 8 月 10 日から平成 39 年 8 月 9 日までの 10 年間。10 a 当たりの賃借料は、年額 3,731 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、存続期間は平成 29 年 8 月 10 日から平成 39 年 8 月 9 日までの 10 年間。10 a 当たりの賃借料は、年額 3,658 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は畑、存続期間は平成 29 年 8 月 10 日から平成 39 年 8 月 9 日までの 10 年間。10 a 当たりの賃借料は、年額 4,971 円です。</p> <p>番号 4 番の利用目的は畑、存続期間は平成 29 年 8 月 10 日から平成 44 年 8 月 9 日までの 15 年間。10 a 当たりの賃借料は、年額 2,994 円です。</p> <p>以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしている</p>

議 長	<p>考えます。 以上です。</p> <p>議案第 2 2 号について、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認めます。 よって、日程第 6 議案第 2 2 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 144 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 1 6 分)</p>
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 8 月 9 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員